



石垣市字登野城地区土地区画整理審議会委員選挙の
投票について

平成28年9月6日付け石垣市告示第182号にて告示した候補者の数が平成28年8月23日付け石垣市告示第163号にて告示した選挙すべき委員の数を超えない為、土地区画整理法第58条、政令第26条に基づき、石垣市字登野城地区土地区画整理審議会委員選挙の投票は行わないものとする。

平成 28 年 9 月 6 日

石垣都市計画事業登野城土地区画整理事業

施行者 石垣市長 中山義隆

